

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送衆へ提			参議院	衆議院	備考
			月	日	付月日			
15	国民教育審議会設置法案	久保亘君 (久、二、七、六)	五、七、一〇			五、七、三〇	五、七、三〇	五、七、三〇
			未			了	五、七、三〇 (予)	五、七、三〇

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

（衆議院送付）

のとおりである。

一、皇室が国会の議決を経ないで賜与及び譲受けをすることができる財産の限度価額を次のように改定すること。

(一) 天皇及び内廷にある皇族については、これらの者を

通じて、賜与の限度価額を八百十万円増額して九百九十万円から千八百万円に、譲受けの限度価額を二百七十万円増額して三百三十万円から六百万円にそれぞれ改定すること。

要旨

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、国会の議決を経なくとも皇室が賜与及び譲受けをすることができる財産の限度価額並びに内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額を改定しようとするものであつて、その主な内容は次

(二) 内廷にある皇族以外の皇族については、賜与及び譲受けの限度価額を、成年の場合はそれぞれ七十万円増額して九十万円から百六十万円に、未成年の場合はそれぞれ十五万円増額して二十万円から三十五万円に改

定すること。

二、内廷費の定額を三千六百万円増額して一億一千百万円から一億五千七百万円に改定すること。

三、皇族費算出の基礎となる定額を三百二十万円増額して一千四十万円から一千三百六十万円に改定すること。

四、昭和五十九年度においては、内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額について増加額の二分の一を節減するものとし、内廷費の定額は二億三千九百万円に、皇族費算出の基礎となる定額は二千二百万円とすること。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われている。

委員長報告
ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、皇室が国会の議決を経ないで賜与及び譲受けをすることができる財産の限度価額を引き上げるとともに、内廷費の定額を三千

六百万円増額して一億五千七百万円に、皇族費算出の基礎となる定額を三百二十万円増額して一千三百六十万円にそれぞれ改定しようとするものであります。昭和五十九年度分につきましては、現下の厳しい財政事情等を考慮して、内廷費の定額は二億三千九百万円、皇族費算出の基礎となる定額は、二千二百万円とすることとしております。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日とし、昭和五十九年四月一日から適用する旨の修正が行われております。

委員会におきましては、開かれた皇室と宮内庁の役割、天皇の公的行為のあり方、国事行為臨時代行法の見直し、賜与、譲受けの実態と限度価額との関係、内廷費及び皇族費の性格と増額理由、皇族の公的活動の現状、靖国神社公式参拝問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、最近における国家公務員の旅行の実情等に

かんがみ、外国旅行における日当、宿泊料等の定額を平均四〇%程度、移転料の定額を平均二五%程度それぞれ引き上げるとともに、日当及び宿泊料の支給に係る地域区分を改めようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日とする旨の修正が行われております。

委員会におきましては、共済年金改定法案と便宜一括して審査し、行政執行上の旅費の重要性とそのあり方、内国旅費を据え置いた理由、旅費の定額改定基準と等級区分の縮小、旅費の改定時期の適正化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

委員長報告

ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今回、臨時行政調査会の答申の趣旨にのつとり、かつ国

運輸省設置法の一部を改正する法律案（関法第一五号）（衆議院送付）

五九、二、二三 内閣提出
四、一九 衆可決
四、二七 参可決

五九、二、二三 内閣提出
四、一九 衆可決
四、二七 参可決

要旨

本案は、臨時行政調査会の最終答申実施のため決定された行政改革に関する当面の実施方針に基づき、地方運輸行政の総合化及び効率化を図るため、海運局及び陸運局を統合して地方運輸局とともに、海運局の廃止に伴い海運監理部を地方運輸局に置く措置を講じようとするものである。

際関係に配慮した運輸政策の推進、利用者のニーズに対応

した地域交通の確保、総合的な貨物流通体係の形成等の諸

要請に対応するため、運輸省本省の組織を従来の輸送機関

別の縦割りから国際運輸、地域交通、貨物流通等分野ごと

の横割りに改め、運輸政策を総合的かつ効率的に推進し得

るよう内部組織を再編することいたしております。

本法律案は、これに伴い、地方出先機関においても地域交通、貨物流通等の運輸行政を総合的に推進するため、海運局と陸運局を統合し、地方運輸行政の中核となる地方運輸局を新設し、その所掌事務を規定するとともに、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、運輸交通政策のあり方と今回の機構改革との関連、海運局と陸運局の統合によるメリット、許認可の整理に対する今後の方針、総合交通体係のあり方のほか、国鉄再建、地方交通線問題、青函トンネル、関西国際空港の建設、貨物輸送秩序の確立、交通弱者対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）（衆議院送付）

要旨

五九、二、二四 内閣提出
四、二五 衆可決
五、一一 参可決

本案は、最近の経済情勢にかんがみ恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額及び普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行うとともに、長期在職の七十歳以上の旧軍人等に係る仮定俸給の引上げ等所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、恩給年額の増額

昭和五十八年度の公務員給与の改善傾向を分析した結果に基づき、恩給年額の計算の基礎となつてゐる仮定俸給年額を、昭和五十九年三月から、年額百二十万円以上の仮定俸給については一・九%プラス一千四百円、年額

百二十万円未満の仮定俸給については二・一%引き上げること。

また、特例傷病恩給の年額についても、昭和五十九年三月から、兵の仮定俸給の増額に準じ二・一%引き上げ、更に同年八月から、傷病恩給（増加恩給又は傷病年金）

は、この額を限度とすること。

二、公務関係扶助料の最低保障額の改善

公務扶助料の最低保障額を、昭和五十九年三月から、

兵の仮定俸給の増額に準じ二・一%引き上げ、更に同年八月から、戦没者遺族の処遇の改善を図るため、上積みを行い、遺族加算を含め年額百三十七万円（月額十一万四千百六十七円）に引き上げること。

また、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低保障額

四、傷病者遺族特別年金の改善

傷病者遺族特別年金の年額を、昭和五十九年三月から、

兵の仮定俸給の増額に準じ二・一%引き上げ、更に同年八月から、普通扶助料の最低保障額との均衡等を勘案して引き上げること。

五、普通恩給等の最低保障額の改善

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、昭和五十九年三月から、兵の仮定俸給の増額に準じ二・一%引き上げること。

更に、普通扶助料の最低保障額については、寡婦加算

をえた場合における普通恩給の最低保障額に対する現行の給付割合（八一%）を考慮して、昭和五十九年八月から、長期在職者の場合年額五十三万三千五百円に引き上げるとともに、短期在職者についてもこれに準じた引

上げを行うこと。

委員長報告

六、扶養加給の改善

昭和五十八年度の国家公務員の扶養手当の改善に準じ、昭和五十九年三月から、傷病恩給及び公務関係扶助料の扶養加給の年額を引き上げること。

七、長期在職の旧軍人等に係る仮定俸給の改善

長期在職の旧軍人又はその遺族で七十歳以上のもの（七十歳未満の妻子を含む）に係る仮定俸給については、老齢者等を優遇するため、昭和四十八年度に行われた一般文官の仮定俸給の改善措置（四号俸引上げ）に準じて昭和五十六年度二号俸、同五十八年度一号俸の引上げが行われたが、昭和五十九年十月から、残り一号俸の引上げを行うこと。

八、恩給外所得による普通恩給の停止基準の改正

恩給外所得による普通恩給の一部停止に関する基準額等について、昭和五十九年七月から、普通恩給の基準額を百五十六万円（現行百五十三万円）に、恩給外所得の基準額を七百万円（現行六百六十万円）に引き上げるとともに、停止率を三割五分（現行二割）に引き上げるほか、改正に伴う経過措置を講ずること。

ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の内容の第一は、恩給年額の増額でありまして、昭和五十八年度における公務員給与の改善を基礎として、本年三月分以降平均二%程度引き上げるとともに、公務関係扶助料の最低保障額及び傷病恩給の基本年額等については同年八月分以降さらに増額を行い、公務扶助料については遺族加算を含め年額百三十七万円を保障することとしております。

第二は、普通恩給等の最低保障額の増額であります、長期在職の老齢者に係る普通恩給の最低保障額を本年三月分以降八十万六千八百円に引き上げ、その他の普通恩給及び普通扶助料の最低保障額についてもこれに準じて引き上げるほか、長期在職者に係る普通扶助料の最低保障額については本年八月分以降さらに引き上げ、五十三万三千五百円とするとともに、その他の普通扶助料の最低保障額についてもこれに準じて引き上げることといたしております。

第三は、長期在職の七十歳以上の旧軍人等に係る仮定俸給の格付を本年十月分以降一号俸引き上げることとしております。

このほか、扶養加給の増額等、所要の改善措置を講ずることとしております。

委員会におきましては、改定実施時期を本年三月からとした理由、恩給受給者の現況と将来予測、公的年金制度の改革と恩給制度との関連のほか、台灣人元日本軍人軍属に対する補償等の戦後処理問題、日赤救護看護婦等の慰労給付金の増額等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、内藤委員より、昭和五十八年度の人事院勧告に基づき、本年三月分以降恩給年額を増額する旨の日本共産党提案に係る修正案が提出されました。本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、中西総理府総務長官より、政府としては、反対である旨の発言がありました。

討論なく、採決の結果、内藤委員提出の修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る恩給の改定実施時期の一体化等八項目にわたる附帯決議が全会一致をもつて行われました。

次に、昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、国家公務員等共済組合等から支給される年金の額につき、恩給の改善措置を参照して、その年金額を引き上げようとするものであります。その主なる改正点を申し上げますと、第一は、現行の年金額を国家公務員等共済組合法及び旧公共企業体職員等共済組合法の施行前の期間に係るものについては本年三月分以降、施行後の期間に係るものについては本年四月分以降平均二%程度引き上げることとしておりますが、五十七年度に仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したもの及び国鉄共済組合から年金の給付を受ける者については、その年金額の引き上げは行わないこととしております。

第二は、六十五歳以上の者の受ける退職年金及び遺族年金等の最低保障額を引き上げることとしております。

以上のか、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の

最高限度額を引き上げることとする等、所要の措置を講ずることとしております。

なお、本法律案は、衆議院におきまして施行期日等について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、さきに可決されました国家公務員等の旅費に関する法律改正案と便宜一括して審査し、公的年金制度一元化の手順と共済年金改革との関係、共済年金制度の今後のあり方、官民格差のは正問題、国鉄共済年

金に対する財政調整事業の準備状況、年金改定の実施時期に差異を設けた理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、昨日の委員会において、小野理事より、国家公務員等共済組合法及び旧公共企業体職員等共済組合法の施行後に係る期間の年金の額の改定実施時期を一ヵ月繰り上げ、本年三月分以降とする旨の日本社会党提案に係る修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、竹下大蔵大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。

討論なく、採決の結果、小野理事提出の修正案は賛成少

数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び参議院の会提案に係る共済年金制度改革の検討など、二項目にわたる附帯決議が全会一致をもつて行われました。

以上、御報告申し上げます。

郵政省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）（衆議院送付）

五九、二、二五 内閣提出

五、一七 衆可決

六、二七 参可決

要旨

本案は、臨時行政調査会の答申を踏まえて決定された、政府の「行政改革に関する当面の実施方針」に基づくものであつて、郵政事業に係る地方行政機構の総合化及び効率化を図るため、地方貯金局及び地方簡易保険局を地方郵政

局に統合し、同局の貯金事務センター及び簡易保険事務センターとする措置を講ずるとともに、所要の規定の整備等を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時行政調査会の答申を踏まえて決定された行政改革に関する当面の実施方針に基づくものであります。郵政事業に係る地方行政機構の総合化及び効率化を図るため、現在郵政省の地方支分部局として置かれている地方貯金局及び地方簡易保険局を地方郵政局に統合して、同局の貯金事務センター及び簡易保険事務センターとすることを内容とするものであります。

委員会におきましては、統合に至る経緯とその効果、臨時答申との関連など法案内容に係る諸点を初め、郵便事業の将来展望、郵便料金の今後の見通し、郵便貯金、簡易生命保険事業の財政状況と資金の運用のあり方等、郵政三事業にかかる基本的諸問題のほか、放送衛星の故障、少額

貯蓄に対する利子課税の是非等について質疑がありました
が、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。
質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数
をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

臨時教育審議会設置法案（閣法第四七号）（衆議院送付）

五九、三、二七 内閣提出

四、二五 衆本会議趣旨説明
七、一二 衆修正

七、一三 参本会議趣旨説明
八、七 参可決

要旨

本案は、社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現の緊要性にかんがみ、各般にわたる施策につき必要な改革を図ることにより、教育の目的の達成に資するため、教育及びこれに関連する分野に係る諸施策に関し必要な改革を図るための方策に関する基本的事項について調査審議す

る機関として、総理府に臨時教育審議会を設置しようとす
るものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、目的及び設置

社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現の緊
要性にかんがみ、教育基本法の精神にのつとり、その実
現を期して各般にわたる施策につき必要な改革を図ること
により、教育の目的の達成に資するため、総理府に、
臨時教育審議会（以下「審議会」という。）を設置すること。

二、所掌事務等

（一）審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、教育及びこ
れに関連する分野に係る諸施策に關し必要な改革を図
るために方策に関する基本的事項について調査審議す
ること。

（二）審議会は、前項の事項に關して、内閣総理大臣に意
見を述べることができるものとすること。

（三）内閣総理大臣は、（一）の諮問に対する答申又は前項の
意見を尊重しなければならないものとすること。

三、委員及び会長

（一）審議会は、委員二十五人以内で組織すること。

（二）委員は、人格識見共に優れた者のうちから、文部大

臣の意見を聽いて、内閣総理大臣が任命すること。

（三）委員は、非常勤とすること。

（四）審議会に、会長を置き、委員のうちから、内閣総理
大臣が指名すること。

四、専門委員

（一）審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門
委員を置くことができるものとすること。

（二）専門委員は、学識経験のある者のうちから、文部大
臣の意見を聽いて、内閣総理大臣が任命すること。

五、資料の提出等の要求

審議会は、国の関係行政機関の長に對して、資料の提
出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることが
ができるものとすること。

六、事務局

審議会の事務を処理させるため、審議会に、事務局を
置くこと。

七、政令への委任

この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事

項は、政令で定めることができるものとする」と。

八、その他

〔一〕この法律は、昭和五十九年六月三十日までの間において政令で定める日から施行すること。

〔二〕この本律は、施行の日から起算して三年を経過した日に効力を失うものとすること。

なお、衆議院において、次のような修正が行われている。

一、内閣総理大臣は、答申等を受けたときは、これを国会に報告するものとすること。

二、内閣総理大臣は、委員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならないものとすること。

三、前項の修正により委員が特別職の公務員となることに伴い、関係規定を整備すること。

四、施行期日を「公布の日から起算して一月を超えない範囲内」とし、さらに、文部大臣の意見を聴いて委員を任命する部分及び両議院の同意に関する部分は公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました臨時教育審議会設置法案につ

きまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、その提案の理由及び内容について申し上げます。

我が国の教育は、国民の努力により著しく普及し、その水準は国際的にも高く評価されているのであります。一方、社会の急激な変化、教育の量的拡大等は教育のあり方に對して大きな影響を与え、今や教育改革の必要性が各方面から指摘されております。このような教育改革に対する国民の要請を踏まえ、二十一世紀の我が国を担うにふさわしい青少年の育成を目指して、教育全般にわたる改革を図ることが緊急かつ重要な課題となつております。

本法律案は、このような状況にこたえるため、第一に、今後における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して、教育基本法の精神にのっとり、政府全体の責任において必要な改革を図るため、臨時教育審議会を总理府に設置すること、第二に、審議会は、内閣総理大臣の諮詢に応じ、教育及びこれに関連する分野の諸施策に関し必要な改革を図るための方策に関する基本的事項について、調査審議して答申するとともに、意見を述べることをその所掌事務としており、内閣総理大臣はこの答申を尊重しな

ければならないこととすること、第三に、審議会は、文部大臣の意見を聴いて内閣総理大臣が任命する二十五人以内の委員をもつて組織するとともに、文部大臣の意見を聴いて内閣総理大臣が任命する専門委員を置くことができるとのほか、審議会の事務を処理させるため、事務局を置くこと等を内容としており、本法律案は施行の日から起算して三年を経過した日に失効することとしております。

なお、本法律案は、衆議院において、内閣総理大臣が審議会の答申等を受けたときはこれを国会に報告するものとすること、内閣総理大臣が審議会の委員を任命しようとするときは両議院の同意を得なければならないこととするほか、これに伴う関連規定及び施行期日について所要の修正が行われております。

他方、日本社会党所属の本院議員から、本案に対する対

案として、現行の中央教育審議会に替えて新たに文部省に国民教育審議会を設置し、教育、学術、文化に関する基本的な重要事項を調査審議し、文部大臣に意見を述べることなどを内容とする国民教育審議会設置法案が提出されました。

委員会におきましては、以上二法律案を一括して審査し、

中曾根内閣総理大臣を初め衆議院内閣委員長代理の出席を求めて質疑を行うほか、文教、社会労働の一いつの常任委員会との連合審査会を開くとともに、四人の参考人からの意見聴取、札幌に委員を派遣して地方公聴会を行うなど、総審査時間四十時間を超す熱心な審査が行われました。

この間の主な質疑を申し上げますと、教育荒廃の現状認識と開かれた改革の必要性、審議会を総理直属とする理由、委員の構成と任命のあり方、公開制の是非、諮問事項的具体的内容、教育改革における教育基本法の精神の尊重と国民的合意を得る手立て、委員の国会承認の基準と守秘義務を課す理由のほか、教育改革と行革審答申及び財政との関連、障害児に対する統合教育の必要性及び文部省関係の汚職問題等広範多岐にわたっておりますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して小野理事より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して坂野理事より賛成、日本共産党を代表して橋本委員より反対、公明党・国民会議を代表して峯山委員より賛成、民社党・国民連合を代表して藤井委員より賛成の旨の意見が、それぞれ表明されました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原

案どおり可決すべきものと決定致しました。

以上、御報告申し上げます。

委員長報告

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の委員長報告

参照

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第五二号)(衆議院送付)

五九、三、二七 内閣提出

四、一二 衆修正

四、一〇 参可決

要旨

本案は、国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、外国旅行の旅費の定額等について改正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、日当、宿泊料及び食卓料の定額については平均約四〇%、また移転料については約二五%それぞれ引き上げる。
二、日当及び宿泊料の支給に係る地域区分を改める。

なお、本案は、衆議院において施行期日について所要の修正が行われている。

要旨

本案は、国家公務員等共済組合等から支給されている年金の額につき恩給の改善措置を参照してその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」、「旧国家公務員共済組合法」、「国家公務

員等共済組合法」及び「旧公共企業体職員等共済組合法」

に基づく退職年金等について、昭和五十八年度の国家公務員給与の改善内容に準じ、その年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を、「国家公務員等共済組合法」及び「旧公共企業体職員等共済組合法」の施行前の期間に係るものについては昭和五十九年三月分から、施行後の期間に係るものについては同年四月分から増額することにより、年金の額を平均二%程度引き上げること。

ただし、昭和五十七年度において仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したもの及び国鉄共済組合から年金の給付を受ける者については、年金額の引上げは行わないこと。

二、長期在職した退職年金受給者等の最低保障額を昭和五十九年三月分から一律二・一%引き上げるほか、遺族年金及び公務関係年金受給者の最低保障額については、同年八月分から更に引き上げること。

三、公務関係年金受給者に支給する配偶者等に係る扶養加給の額を昭和五十九年三月分から引き上げること。

四、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額四十四万円を昭和五十九年四月一日から四十五万円に引

き上げること。

五、昭和五十七年度において退職した公共企業体職員の「旧公共企業体職員等共済組合法」に基づく退職年金等の額について、退職手当支給額との関連から既裁定年金の額の引上げに準じて引き上げること。

なお、衆議院において、施行期日等について所要の修正が行われていて、

委員長報告

恩給法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照